

水 質 検 査 計 画

令和 8 年度

湖 北 水 道 企 業 団

水質検査計画

水質検査とは、水道水の水質が法令に定められた水質基準に適合しているかを調べるとともに、その値から水質状況を把握する為のもので、水道水の安全を保障する上で不可欠なものです。

水質検査計画は、この水質検査が年間を通じて適正に確保されるよう、水質検査項目、検査頻度等を実施計画として定め事前公表するものです。このことにより水質検査の適正化と透明性の担保が見込まれるものです。

検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の状況
4. 検査項目及び頻度
5. 検査地点
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査計画及び結果の公表について
9. 水質検査の評価について
10. 水質検査の精度と信頼性の保証について
11. 関係者との連携

1. 基本方針

水質検査は法令義務化されているものとして、毎日行う検査及び水質基準 52 項目（令和 8 年度より PFOS 及び PFOA の検査が追加となりました）を対象にして年間を必要な頻度で行う定期水質検査を実施し、その適合状況を確認します。また、法令に準拠するものとして原水検査を年一回実施します。この他、法令を基に水質管理上留意すべき物質として注意喚起の為の設定がされている水質管理目標設定項目についても検査を実施するものです。

- (1) これらの検査採水については配水系統ごとの給水栓及び当該配水系統の原水地点である着水井で行うこととします。
- (2) 検査頻度は、水道法に基づき、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2. 水道事業の概要

湖北水道企業団は、石岡市（関川・八郷地区を除く）及び小美玉市（玉里地区）の 2 市に給水しています。これらは玉里新配水場及び柏原配水場の 2 箇所より配水をしているものです。一方、取水については 12 の深井戸より採取する取水と、茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水とで賄っています。

(1) 湖北水道企業団の給水状況（令和 6 年度末）

給水人口	50,053 人
給水件数	23,987 件
取水量(受水分も含む)	6,869,026 m ³
配水量	6,710,070 m ³

3. 原水及び水道水の状況

- (1) 原水の水質については、管理上留意すべき観点から以下を注視するものとします。

施設別	留意すべき事項	処理法・対処法
柏原配水場	マンガン値	毎月の着水井での水質検査による監視

玉里 2 号井	トリクロロエチレン値	毎月の取水井での 水質検査による監視
---------	------------	-----------------------

(2) 水道水の状況

上記原水に留意すべき事項はあるものの、浄水された水道水としては水質基準に適合し且つ安全で良質な水が供給できております。

4. 検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査

色度及び濁度並びに残留塩素の検査は、水道法に基づき 1 日 1 回の検査を行います。

(2) 定期水質検査（水質基準項目全 52 項目の検査）

検査項目は全 52 項目を対象にし、これまでの検査結果も加味された中で年間の検査項目頻度が決められます。これに従って月 1 回の検査を行います。別表 1 [玉里] 及び [柏原] のとおり行います。

(3) 原水検査（全 39 項目を年 1 回の検査）

別表 2 のとおり行います。

(4) クリプトスポリジウム指標菌検査

クリプトスポリジウム指標菌・原水検査は別表 3 のとおり行います。

(5) 水質管理目標設定項目（全 26 項目、このうち農薬類は全 115 項目）

別表 4 及び別表 5 のとおり行います

(6) その他検査

原水検査（単独項目検査）を別表 6 のとおり月 1 回行います。

放射能検査を別表 6 のとおり年 4 回行います。

5. 検査地点

(1) 毎日検査については、各配水場給水栓（合計 2 箇所）及び給水栓管末（合計 2 箇所）で行います。

(2) 水質基準項目の検査は配水系統別の給水栓管末（合計 2 箇所）で実施します。

(3) 原水 39 項目検査及び原水・クリプトスポリジウム指標菌検査は各配水場の原水地点である着水井（合計 3 箇所）で行います。

(4) 水質管理目標設定項目の検査は項目の性質の適正に合わせて給水栓管末（合計 2 箇所）または着水井（合計 3 箇所）で行います。

(5) その他検査では、柏原配水場着水井と玉里 2 号井で、それぞれ原水 1 項目の検査を実施します。放射能検査は配水系統別の給水栓（2 箇所）で行います。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時水質検査を行います。

- (1) 取水井の水質が著しく変化したとき。
- (2) 取水井に異常があったとき。
- (3) 取水井付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査方法

毎日実施する毎日検査は各配水場給水栓及びその給水管末において計器等を使用した自己検査を実施します。また、年間を通した中で行う水質検査としては、水質基準項目検査（52 項目）、原水検査（39 項目）、原水指標菌検査、水質管理目標設定項目を実施します。その他として 2 項目の原水検査及び必要に応じた臨時水質検査を実施します。これらについては国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関に委託して行います。

8. 水質検査計画及び結果の公表について

水質検査計画や水質検査結果については、湖北水道企業団のホームページ及び広報誌に掲載します。

9. 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、水質基準等や過去の検査結果と比較検証を行い評価します。これらの評価やお客様のご意見等を踏まえ、必要に応じて検査計画を見直していきます。

10. 水質検査の信頼性とその保証について

毎日検査については計器等を使用し、機器の信頼性を確保しながら客観的な測定を行います。

委託検査については正確かつ精度の高い検査を求めるとともに、緊急対応の検査体制も整える国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関に検査を委託します。

また、この検査機関に対する信頼性の担保については、水質検査の精度管理状況又は実施した業務管理関係書類の提出を求め確保して行きます。

11. 関係者との連携

水質汚染事故などが発生した場合は、関係各機関と情報交換を図り、現地調査、必要な水質検査等を行っていきます。

別表1 [玉里] 給水栓(管末)の水質基準項目水質検査

採水場所 玉里新配水場系給水栓

検査項目数	検査項目	基準値	検査頻度(回/年)	省略可否	物質性質	設定理由
1	一般細菌	100/m l以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
2	大腸菌	検出されないこと	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
3	カドミウムその化合物	0.003mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	4	×		令和8年4月より水質基準として、4回/年実施する検査項目です。
21	ベンゼン	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
22	塩素酸	0.6mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
24	クロロホルム	0.06mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
27	臭素酸	0.01mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
31	ブロモホルム	0.09mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
39	塩化物イオン	200mg/1以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
41	蒸発残留物	500mg/1以下	4	×		3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
43	ジェオスミン	0.0001mg/1以下	12	×	カビ臭原因物質	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/1以下	12	×	カビ臭原因物質	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	4	×		3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
46	フェノール類	0.005mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
48	pH値	5.8以上8.6以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
49	味	異常でないこと	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
50	臭気	異常でないこと	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
51	色度	5度以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
52	濁度	2度以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。

省略可否項目中○印は、過去3年間を通した検査の結果がすべてが当該基準値の5分の1以下であるときは概ね1年に1回に省略できるもの。

また、これが当該基準値の10分の1であるときは、3年に1回以上とすることができる。

別表1 [柏原] 給水栓(管末)の水質基準項目水質検査

採水場所 柏原配水場系給水栓

検査項目数	検査項目	基準値	検査頻度(回/年)	省略可否	物質性質	設定理由
1	一般細菌	100/m l 以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
2	大腸菌	検出されないこと	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
3	カドミウムその化合物	0.003mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	4	×		令和8年4月より水質基準として、4回/年実施する検査項目です。
21	ベンゼン	0.01mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
22	塩素酸	0.6mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
24	クロロホルム	0.06mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
27	臭素酸	0.01mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
31	ブロモホルム	0.09mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	4	×	消毒副生成物	3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
39	塩化物イオン	200mg/1以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
41	蒸発残留物	500mg/1以下	4	×		3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
43	ジェオスミン	0.0001mg/1以下	12	×	カビ臭原因物質	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/1以下	12	×	カビ臭原因物質	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	4	×		3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
46	フェノール類	0.005mg/1以下	1	○		過去の検査結果が考慮され年1回実施となる検査項目です。
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
48	pH値	5.8以上8.6以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
49	味	異常でないこと	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
50	臭気	異常でないこと	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
51	色度	5度以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
52	濁度	2度以下	12	×		1ヶ月に1回の検査とされている項目です。

省略可否項目中○印は、過去3年間を通じた検査の結果がすべてが当該基準値の5分の1以下であるときは概ね1年に1回に省略できるもの。

また、これが当該基準値の10分の1であるときは、3年に1回以上とすることができる。

別表2 原水検査

採水場所 玉里新配水場 着水井(2箇所)
 柏原配水場 着水井(1箇所)

	検査項目	検査頻度(回/年)
1	一般細菌	1
2	大腸菌	1
3	カドミウム及びその化合物	1
4	水銀及びその化合物	1
5	セレン及びその化合物	1
6	鉛及びその化合物	1
7	ヒ素及びその化合物	1
8	六価クロム化合物	1
9	亜硝酸態窒素	1
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1
12	フッ素及びその化合物	1
13	ホウ素及びその化合物	1
14	四塩化炭素	1
15	1,4-ジオキサン	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1
17	ジクロロメタン	1
18	テトラクロロエチレン	1
19	トリクロロエチレン	1
20	ベンゼン	1
21	亜鉛及びその化合物	1
22	アルミニウム及びその化合物	1
23	鉄及びその化合物	1
24	銅及びその化合物	1
25	ナトリウム及びその化合物	1
26	マンガン及びその化合物	1
27	塩化物イオン	1
28	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	1
29	蒸発残留物	1
30	陰イオン界面活性剤	1
31	ジェオスミン	1
32	2-メチルイソボルネオール	1
33	非イオン界面活性剤	1
34	フェノール類	1
35	有機物(全有機炭素(TOC)の値)	1
36	pH値	1
37	臭気	1
38	色度	1
39	濁度	1

別表3 クリプトスポリジウム指標菌検査・原水

採水場所	検査頻度(回/年)
玉里新配水場 着水井(2箇所)	4
柏原配水場 着水井	4

別表4 水質管理目標設定項目水質検査

採水場所 玉里新配水場系給水栓及び着水井(2箇所)
 柏原配水場系給水栓及び着水井(1箇所)

	検査項目	目標値	原水	浄水	検査頻度 (回/年)
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02mg/1以下	○		1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/1以下(暫定)	○		1
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02mg/1以下		○	1
4	削除				
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	○		1
6	削除				
7	削除				
8	トルエン	0.4mg/1以下	○		1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/1以下	○		1
10	亜塩素酸	0.6mg/1以下		○	1
11	削除				
12	二酸化塩素	0.6mg/1以下		○	1
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/1以下(暫定)		○	1
14	抱水クロラール	0.02mg/1以下(暫定)		○	1
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として 1以下	○		1
16	残留塩素	1mg/1以下		○	1
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10mg以上100mg/1以下		○	1
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01mg/1以下		○	1
19	遊離炭酸	20mg/1以下		○	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/1以下	○		1
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/1以下	○		1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/1以下		○	1
23	臭気強度(TON)	3以下		○	1
24	蒸発残留物	30mg以上200mg/1以下		○	1
25	濁度	1度以下		○	1
26	pH値	7.5程度		○	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上程度以上とし, 極力0に近づける		○	1
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が 2,000以下(暫定)		○	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下	○		1
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.1mg/1以下		○	1
(計)目標管理設定26項目(農薬類は別表5に各物質細目を記載)					

別表5 (水質管理目標設定項目)農薬類 検査

検査項目		検査頻度(回/年)	検査項目		検査頻度(回/年)
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	1	61	チオベンカルブ	1
2	2,2-DPA(ダラポン)	1	62	テフリトリオン	1
3	2,4-D(2,4-PA)	1	63	テルブカルブ(MBPMC)	1
4	EPN	1	64	トリクロピル	1
5	MCPA	1	65	トリクロルホン(DEP)	1
6	アシュラム	1	66	トリシクラゾール	1
7	アセフェート	1	67	トリフルラリン	1
8	アトラジン	1	68	ナプロパミド	1
9	アニロホス	1	69	パラコート	1
10	アミトラズ	1	70	ピペロホス	1
11	アラクロール	1	71	ピラクロニル	1
12	イソキサチオン	1	72	ピラゾキシフェン	1
13	イソフェンホス	1	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	1
14	イソプロカルブ(MIPC)	1	74	ピリダフェンチオン	1
15	イソプロチオラン(IPT)	1	75	ピリブチカルブ	1
16	イプフェンカルバゾン	1	76	ピロキロン	1
17	イプロベンホス(IBP)	1	77	フィプロニル	1
18	イミノクタジン	1	78	フェニトロチオン(MEP)	1
19	インダノフェン	1	79	フェノブカルブ(BPMC)	1
20	エスプロカルブ	1	80	フェリムゾン	1
21	エトフェンプロックス	1	81	フェンチオン(MPP)	1
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	1	82	フェントエート(PAP)	1
23	オキサジクロメホン	1	83	フェントラザミド	1
24	オキシ銅(有機銅)	1	84	フサライド	1
25	オリサストロビン	1	85	ブタクロール	1
26	カズサホス	1	86	ブタミホス	1
27	カフェンストロール	1	87	ブプロフェジン	1
28	カルタップ	1	88	フルアジナム	1
29	カルバリル(NAC)	1	89	プレチラクロール	1
30	カルボフラン	1	90	プロシミドン	1
31	キノクラミン(ACN)	1	91	プロチオホス	1
32	キャプタン	1	92	プロピコナゾール	1
33	クミルロン	1	93	プロピザミド	1
34	グリホサート	1	94	プロベナゾール	1
35	グルホシネート	1	95	プロモブチド	1
36	クロメプロップ	1	96	ベノミル	1
37	クロルニトロフェン(CNP)	1	97	ペンシクロン	1
38	クロルピリホス	1	98	ベンゾビシクロン	1
39	クロロタロニル(TPN)	1	99	ベンゾフェナップ	1
40	シアナジン	1	100	ベンタゾン	1
41	シアノホス(CYAP)	1	101	ペンディメタリン	1
42	ジウロン(DCMU)	1	102	ベンフラカルブ	1
43	ジクロベニル(DBN)	1	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	1
44	ジクロルボス(DDVP)	1	104	ベンフレセート	1
45	ジクワット	1	105	ホスチアゼート	1
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	1	106	マラチオン(マラソン)	1
47	ジチオカルバメート系農薬	1	107	メコプロップ(MCPP)	1
48	ジチオピル	1	108	メソミル	1
49	シハロホップブチル	1	109	メタラキシル	1
50	シマジン(CAT)	1	110	メチダチオン(DMTP)	1
51	ジメタメトリン	1	111	メトミノストロビン	1
52	ジメトエート	1	112	メトリブジン	1
53	シメトリン	1	113	メフェナセート	1
54	ダイアジノン	1	114	メプロニル	1
55	ダイムロン	1	115	モリネート	1
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	1			
57	チアジニル	1			
58	チウラム	1			
59	チオジカルブ	1			
60	チオファネートメチル	1			

別表6 その他検査

原水検査(単独項目)

採水場所	検査項目	検査頻度(回/年)
柏原配水場	マンガン及びその化合物	12
玉里2号井	トリクロロエチレン	12

放射能検査

採水場所	検査項目	検査頻度(回/年)
柏原配水場	放射性セシウム(セシウム134及び137)	4
玉里新配水場	放射性セシウム(セシウム134及び137)	4